

老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届

(雇用保険法または船員保険法の失業等給付の申込みをされたとき、もしくは高年齢雇用継続給付等を受けられるようになったときの届)

※この届出には、以下の書類（両面をコピーしたもの）を添付してください。

④で1を○印で囲んだ場合

「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険受給資格通知」または「船員失業証明書」

④で2または3を○印で囲んだ場合

「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」^(注) または 「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」

(注)「高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書」では代用できません。

*基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

① 個人番号(または基礎年金番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0					
① 年金コード	1	1	5	0											
② 生年月日					昭 和		3	6	年	1	0	月	2	0	日
③ 雇用保険被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1				
④ 求職の申込みをされた場合や、受けられるようになった雇用保険等の給付 (該当する番号を○で囲んでください)	1. 基本手当（船員保険法にあっては失業保険金） 添付書類「雇用保険受給資格者証」等 2. 高年齢雇用継続基本給付金 (船員保険法にあっては高年齢雇用継続基本給付金) 3. 高年齢再就職給付金 (船員保険法にあっては高年齢再就職給付金) 2.3.の添付書類「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」等														
⑤ ④の1に○を付けられた方は、求職の申込みを行った 年月日 ※平成25年10月以後の場合は記入不要です。	平 成								年			月			日
⑥ ④の2または3に○を付けられた方は、その給付の対象 となり始めた年月 ※平成25年10月以後の場合は記入不要です。	平 成								年			月			

郵便番号 1 6 8 - 0 0 7 1

令和 7 年 6 月 20 日 提出

住 所 東京都杉並区高井戸西二丁目1234

(フリガナ) サトウ エミ

氏 名 佐藤 恵美

電話番号 (03) - (6543) - (1234)

※下欄は日本年金機構で使用するもので、記入しないでください。

※ 支給停止 51	支 給 停 止 年 月 日					事由	事由	※ 調 整 額 57							
	年	月	日												
								+							
								・							
								-							

年金を受け取る権利が発生した日と、ハローワークで求職の申込みをした日が、いずれも平成25年10月1日より前の場合などに、お近くの年金事務所にご提出いただく書類です。

◆65 歳になるまでの年金^{※1}（以下「年金」といいます。）は、雇用保険の給付を受けられるときは、全額または一部が支給停止されます。

※1 特別支給の老齢厚生年金・繰上げ支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）・特別支給の退職共済年金

退職された方（失業給付^{※2}との調整）

ハローワークで求職の申込みをすると、実際に失業給付を受けたかどうかには関係なく、求職の申込みをした月の翌月から受給が終了するまでのあいだ、加給年金額も含めて年金の全額が支給停止されます。

※2 失業給付…雇用保険法の基本手当、船員保険法の失業保険金

厚生年金保険に加入中の方（高年齢雇用継続給付^{※3}との調整）

雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けられる月については、在職による年金の停止だけでなく、さらに年金の一部が支給停止されます。

※3 高年齢雇用継続給付…雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金
船員保険法の高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金

◆お客様の手続きは、次の1から3のいずれかの場合によって異なります。

※ 年金請求時には「雇用保険被保険者番号」の届出が必要です。（3の場合を除きます）

1. 年金を受け取る権利が発生した日と、求職の申込みをした日または高年齢継続雇用給付を受けられるようになった日が、共に平成25年10月1日より前の場合

裏面の「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」を年金事務所に提出してください。

求職の申込みをしたり、高年齢雇用継続給付を受けるようになると、年金のお支払いは自動的に保留されますが、この届出に基づき年金のお支払いの停止と再開が正しく行われます。

なお、この届出をされなかった場合は、年金のお支払いが保留されたままとなり、雇用保険の給付が終了しても年金のお支払いが再開されませんのでご注意ください。

2. 平成25年10月1日以降に、次の①か②のいずれかに該当された場合

- ① 年金を受け取る権利が発生した。
- ② ハローワークで求職の申込みをした。
- ③ 厚生年金保険に加入している方が、高年齢雇用継続給付を受けるようになった。

日本年金機構で雇用保険の給付情報が確認できた場合は、年金のお支払いの停止と再開が自動的に行われますので、お客様からの届出は必要ありません。なお、年金のお支払い再開までには、支払日の関係などから3カ月程度かかりますので、あらかじめご承知おきください。

3. 年金請求時に、雇用保険被保険者番号をお持ちでなかった場合

年金を受けるようになった後に初めて雇用保険に加入し、その後に求職の申込みをしたときや、高年齢雇用継続給付を受けられるようになったときなどは、そのときに雇用保険被保険者番号の届出が必要です。

裏面の「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」を年金事務所に提出してください。

【マイナンバー（個人番号）により届出する際の添付書類について】

届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「以下の①および②」をご提示ください。また、郵送で届書を提出する場合は、「マイナンバーカードの表・裏両面のコピー」または「以下の①および②のコピー」を添付してください。

- ① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
- ② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど



裏面が「支給停止事由該当届」になっています。